

（被災者支援対策）

町見舞金、町義援金、県義援金、県支援金等が町豪雨災害義援金配分委員会で検討され、被災世帯、被災者に対して支給されました。

被災を受けながら見舞金が出されず、町内に住居を持ちながら住所を有しない被災者等については、義援金で対応し公正な配分に配慮されるよう意見、要望し、結果的にそのような取り扱いになりました。



河川改修に向け測量が始まる（虎居地区）

生活支援制度については、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づき各種の支援策が講じられていますが、被災の実情に照らし支援制度の条件を緩和してもらうことと商工業者や生活弱者である高齢者等についても対象になるよう制度の拡充が今後の課題となっています。



水防災方式（輪中堤）

（治水対策の現地調査）

河川激特事業や治水対策についての現地調査を11月27日から28日にかけて、宮崎県五ヶ瀬川及び熊本県緑川で実施しました。

治水対策としては、連続堤防で全てを守るという考え方と地域によって人命と住宅を守る「輪中堤」という考え方があります。

今回、輪中堤の調査で輪中堤の区域外は建築物

の制限を定める「災害危険区域に関する条例」を制定する必要があるとのことでした。

地域住民の十分な理解を求める必要性も感じ、地域住民の合意形成の重要性を再認識いたしました。

今後本町の災害復旧に当たり参考となる意義深い現地調査になりました。

以上のような状況と今後の諸課題を踏まえ、当委員会として次のことに早急に対応されるよう、町当局に申し入れることが適当であるとの意見の一致をみました。

河川激特事業を始めとする災害復興事業が5地区の広範囲にわたることやこれら被災地区住民

の要望等に機敏に対応するため、窓口を一本化した専門の担当課を早急に設置すること。

河川激特事業は限られた5カ年の事業であり、早急に住民の理解と協力を得る必要があることから、住民ニーズを整理し合意形成を図るための組織を立ち上げること。



熊本河川国道事務所による輪中堤の説明（熊本県緑川）